

「農耕作業用トレーラ」をお持ちの方へ

農耕トラクタにけん引されて使用される「農耕作業用トレーラ」の一部が軽自動車税（種別割）の課税対象となります

農耕トラクタによりけん引されて使用される「農耕作業用トレーラ」が、道路運送車両法施行規則によって、大型特殊自動車または小型特殊自動車のうちの「農耕作業用自動車」に指定されました。

これまでは償却資産として固定資産税の課税対象でしたが、次に記載する「公道を走るための保安基準」と「小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準」を満たすときは、軽自動車税（種別割）の課税対象となり、償却資産課税台帳からの抹消手続きと、軽自動車登録の手続き（ナンバープレートの取得）が必要となります。



農耕トラクタと農耕作業用トレーラ



この部分が軽自動車税（種別割）の課税対象となる

▶ 公道を走るための保安基準

農耕作業用トレーラが公道を走行するためには灯火器、連結装置、全幅、運行速度、免許といった確認項目があります。

灯火器については、農耕作業用トレーラの前面および後面に備える必要があります。農耕作業用トレーラには、前面に車幅灯および全部反射器（白色）を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウinkerおよび後部反射器（赤色の正立正三角形）を所定の位置に備える必要があります。

連結装置については、万が一意図せずに農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結装置が分離したときであっても連結を保てるように、農耕トラクタと農耕作業用トレーラをチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。

全幅、運行速度、免許の確認などにつきましては、農林水産省のホームページでご確認いただくか、下記にお問い合わせください。



農林水産省
ホームページ

▶ 小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準

次に掲げる構造上の要件をすべて満たすもののうち、**時速 35 キロ未満の農耕トラクタによりけん引されて使用されるもの。**

(1)構造装置が次のいずれかに該当していること。

- ①農耕トラクタの原動機の動力または車台に固定して装着された原動機の動力を用いて耕うん、均平、播種、肥料・薬剤などの散布、牧草等の集草、収穫などの農耕作業を行うことができる構造のもの。
- ②農地などの軟弱な場所において、農業機械、農業資材、農産物などの運搬作業を行うことができる構造のもの。

(2)タイヤを有するものにあつては、タイヤは農業機械用もしくは産業車両用のものまたはこれらに準ずるものであること。

▶ 手続き方法について

- どこで 白鷹町役場 1階 税務出納課窓口
- 持ち物 農耕作業用トレーラの車台番号などがわかるもの（販売証明書など）、印鑑
- 期限 令和2年12月28日（月）まで

【問い合わせ】 税務出納課 町民税係 ☎ 85-6132 / 資産税係 ☎ 85-6133

■ 町営住宅の入居者を募集します

住宅に困っている方向けに整備した住宅の入居者を募集します。

《神明アパート》

●所在地 白鷹町大字鮎貝
2468-10

●募集戸数 2戸

●住宅形式 8+6+4.5畳+台
所+浴室、6+6+4.5畳+台
所+浴室

●家賃 所得額等により月額

1万6600円～3万5700円

●入居資格 全てを満たすこと

①住宅困窮者であること

②入居世帯の収入が公営住宅法の基準以下であること

③原則として同居する親族がいること

④暴力団関係者ではないこと

●申し込み 入居者全員の所得

がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、個人番号が確認できる書類、本人確認書類など（詳しくはお問い合わせください。）

を、ご準備の上、建設水道課管理

係までお申し込みください。

●募集期間 9月15日（火）～

29日（火）午後5時まで

※土・日・祝日を除く

●入居者の決定 10月中旬

●入居可能時期 10月下旬

●敷金 家賃の3カ月分

【申し込み・問い合わせ】

建設水道課管理係

☎ 85-6140

■ 愛染明王例大祭 中止のお知らせ

例年10月26日に開催している「愛染明王例大祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止および、7月豪雨による林道被害などにより中止とさせていただきます。

皆さまのご理解をお願いいたします。

【問い合わせ】

（一社）白鷹町観光協会
☎ 86-0086

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

白鷹町観光事業継続支援給付金事業について

新型コロナウイルスによる観光事業の中止や営業休止などにより影響を受けた町内の観光事業に携わる方々に対して、来年度の事業参加、などの継続に向けて給付金による支援を行います。

【対象者】

- ①観光事業…前年度、町内の観光事業（イベント）に携わった町民などで組織する団体もしくは個人で、次年度以降も継続して観光事業に参加する意思がある方。
- ②体験観光…町作成の「しらたかいとこ体験 BOOK」に掲載され、過去1年以内に体験観光の受け入れ実績があり、山形県からの自粛要請（4/25～5/10）を受けて営業を休止した事業者。
※原則、物販や体験などにより料金を徴収していること（無料体験の場合は対象外）。
※対象となる方には個別に案内文書を郵送しますので、観光協会に提出してください。

【給付額】 ①観光事業 2万円～50万円 ②体験観光 一律10万円

※詳しくはお問い合わせください。

【申請期間】 9月15日（火）～10月30日（金）

【問い合わせ】

（一社）白鷹町観光協会 ☎ 86-0086

＼ 白鷹町地域応援券の受け取りはお済みですか？ ／

7月下旬に町より各家庭に簡易書留にてお送りさせていただいた「地域応援券」を受領していない方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696